

西宮市立寿園における地域交流事業実施要綱

1 目的

この事業は西宮市立寿園の有する施設機能を開放することにより、地域住民と寿園入所者との心の触れ合いを図り、隣人関係を育て福祉の向上に寄与しようとするものとする。

2 実施主体

西宮市立寿園

3 事業内容

- (1) 地域交歓事業
- (2) 食事サービス

4 対象者

寿園入所者及び一般市民

ただし、食事サービスについては、独り暮らし高齢者、又は高齢者世帯を優先する。

5 実施方法

- (1) 地域交歓事業は寿園にて各種行事を行う際に、諸行事を通じて入園者と地域住民の交流を図る。
- (2) 食事サービスは(1)の日において、前記対象者と入園者と昼食をともにする際に利用するものとする。なお、対象人数は20名程度とする。
- (3) 食事サービス対象者は、事前に利用申請するものとし、都合により出席できない場合は3日前までに施設に届けるものとする。

6 費用の負担

この事業実施に必要な経費は、当園の負担とする。

食事サービス事業における諸材料費相当額(行事食 670 円、普通食 410 円)は、対象者の負担とする。

7 実施期日は、昭和58年7月25日からとする。

平成17年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正